調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年４月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１３，９７７件※	７，９０２件	６，５４２件（２３８件※）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（13,978件→13,977件、203件→238件、令和３年９月２４日）。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５０１件	６件	５０７件
買いたたき（注５）	６，０４７件	５７件	６，１０４件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	６，９２６件	６３件	６，９８９件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	９９４件	５件	９９９件
製造業	１，３０４件	２件	１，３０６件
情報通信業	８４４件	９件	８５３件
運輸業（道路貨物運送業等）	３３８件	２件	３４０件
卸売業	４０３件	１件	４０４件
小売業	５１７件	１３件	５３０件
不動産業	２８１件	９件	２９０件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４２９件	１件	４３０件
学校教育・教育支援業	２００件	４件	２０４件
その他（注８）	１，２３２件	１３件	１，２４５件
合計	６，５４２件	５９件	６，６０１件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年５月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，０９５件※	７，９２６件	６，５９７件（２３９件※）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（14,096件→14,095件、204件→239件、令和３年９月２４日）。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５０７件	６件	５１３件
買いたたき（注５）	６，０９９件	５７件	６，１５６件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	６，９８４件	６３件	７，０４７件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０００件	５件	１，００５件
製造業	１，３１１件	２件	１，３１３件
情報通信業	８５８件	９件	８６７件
運輸業（道路貨物運送業等）	３４２件	２件	３４４件
卸売業	４０５件	１件	４０６件
小売業	５２０件	１３件	５３３件
不動産業	２８２件	９件	２９１件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４３１件	１件	４３２件
学校教育・教育支援業	２０５件	４件	２０９件
その他（注８）	１，２４３件	１３件	１，２５６件
合計	６，５９７件	５９件	６，６５６件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年６月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，１５０件※	７，９８３件	６，６５３件（２４３件※）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（14,151件→14,150件、205件→243件、令和３年９月２４日）。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５１１件	６件	５１７件
買いたたき（注５）	６，１５４件	５７件	６，２１１件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，０４３件	６３件	７，１０６件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０１５件	５件	１，０２０件
製造業	１，３１７件	２件	１，３１９件
情報通信業	８６６件	９件	８７５件
運輸業（道路貨物運送業等）	３４４件	２件	３４６件
卸売業	４０６件	１件	４０７件
小売業	５２６件	１３件	５３９件
不動産業	２８２件	９件	２９１件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４３２件	１件	４３３件
学校教育・教育支援業	２０７件	４件	２１１件
その他（注８）	１，２５８件	１３件	１，２７１件
合計	６，６５３件	５９件	６，７１２件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年７月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，２１２件	８，０７６件	６，７１１件（２４５件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５１４件	６件	５２０件
買いたたき（注５）	６，２１１件	５７件	６，２６８件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，１０３件	６３件	７，１６６件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０２２件	５件	１，０２７件
製造業	１，３２４件	２件	１，３２６件
情報通信業	８７５件	９件	８８４件
運輸業（道路貨物運送業等）	３４７件	２件	３４９件
卸売業	４０７件	１件	４０８件
小売業	５３２件	１３件	５４５件
不動産業	２８５件	９件	２９４件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４３８件	１件	４３９件
学校教育・教育支援業	２１２件	４件	２１６件
その他（注８）	１，２６９件	１３件	１，２８２件
合計	６，７１１件	５９件	６，７７０件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年８月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，２５９件	８，１２３件	６，７５７件（２４９件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５１８件	６件	５２４件
買いたたき（注５）	６，２５４件	５７件	６，３１１件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，１５０件	６３件	７，２１３件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０３２件	５件	１，０３７件
製造業	１，３２８件	２件	１，３３０件
情報通信業	８７８件	９件	８８７件
運輸業（道路貨物運送業等）	３４８件	２件	３５０件
卸売業	４０９件	１件	４１０件
小売業	５３４件	１３件	５４７件
不動産業	２８８件	９件	２９７件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４４２件	１件	４４３件
学校教育・教育支援業	２１７件	４件	２２１件
その他（注８）	１，２８１件	１３件	１，２９４件
合計	６，７５７件	５９件	６，８１６件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年９月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，３５６件	８，１７６件	６，８１８件（２５０件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５２３件	６件	５２９件
買いたたき（注５）	６，３１３件	５７件	６，３７０件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，２１４件	６３件	７，２７７件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０４９件	５件	１，０５４件
製造業	１，３３２件	２件	１，３３４件
情報通信業	８８７件	９件	８９６件
運輸業（道路貨物運送業等）	３５０件	２件	３５２件
卸売業	４１１件	１件	４１２件
小売業	５３９件	１３件	５５２件
不動産業	２９１件	９件	３００件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４４５件	１件	４４６件
学校教育・教育支援業	２２１件	４件	２２５件
その他（注８）	１，２９３件	１３件	１，３０６件
合計	６，８１８件	５９件	６，８７７件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年１０月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，４８２件	８，２５７件	６，８８８件（２５７件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５２８件	６件	５３４件
買いたたき（注５）	６，３８３件	５７件	６，４４０件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，２８９件	６３件	７，３５２件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０５４件	５件	１，０５９件
製造業	１，３３６件	２件	１，３３８件
情報通信業	８９９件	９件	９０８件
運輸業（道路貨物運送業等）	３５２件	２件	３５４件
卸売業	４１１件	１件	４１２件
小売業	５５０件	１３件	５６３件
不動産業	２９４件	９件	３０３件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４５３件	１件	４５４件
学校教育・教育支援業	２２７件	４件	２３１件
その他（注８）	１，３１２件	１３件	１，３２５件
合計	６，８８８件	５９件	６，９４７件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年１１月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，５３４件	８，３６６件	６，９５５件（２５９件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５３３件	６件	５３９件
買いたたき（注５）	６，４５０件	５７件	６，５０７件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，３６１件	６３件	７，４２４件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０６２件	５件	１，０６７件
製造業	１，３４３件	２件	１，３４５件
情報通信業	９１４件	９件	９２３件
運輸業（道路貨物運送業等）	３５４件	２件	３５６件
卸売業	４１１件	１件	４１２件
小売業	５５５件	１３件	５６８件
不動産業	２９５件	９件	３０４件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４５７件	１件	４５８件
学校教育・教育支援業	２３３件	４件	２３７件
その他（注８）	１，３３１件	１３件	１，３４４件
合計	６，９５５件	５９件	７，０１４件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和３年１２月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，６７４件	８，４７３件	７，０３６件（２６０件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５３７件	６件	５４３件
買いたたき（注５）	６，５３０件	５７件	６，５８７件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，４４５件	６３件	７，５０８件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０７０件	５件	１，０７５件
製造業	１，３４８件	２件	１，３５０件
情報通信業	９２８件	９件	９３７件
運輸業（道路貨物運送業等）	３５６件	２件	３５８件
卸売業	４１７件	１件	４１８件
小売業	５５８件	１３件	５７１件
不動産業	２９７件	９件	３０６件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４６０件	１件	４６１件
学校教育・教育支援業	２３９件	４件	２４３件
その他（注８）	１，３６３件	１３件	１，３７６件
合計	７，０３６件	５９件	７，０９５件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和４年１月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，７１５件	８，５３９件	７，１１０件（２６４件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５４３件	６件	５４９件
買いたたき（注５）	６，６０４件	５７件	６，６６１件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，５２５件	６３件	７，５８８件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０８３件	５件	１，０８８件
製造業	１，３５４件	２件	１，３５６件
情報通信業	９３１件	９件	９４０件
運輸業（道路貨物運送業等）	３５７件	２件	３５９件
卸売業	４１９件	１件	４２０件
小売業	５６２件	１３件	５７５件
不動産業	２９９件	９件	３０８件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４７０件	１件	４７１件
学校教育・教育支援業	２４６件	４件	２５０件
その他（注８）	１，３８９件	１３件	１，４０２件
合計	７，１１０件	５９件	７，１６９件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和４年２月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，７５７件	８，６３３件	７，１９１件（２７１件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５４７件	６件	５５３件
買いたたき（注５）	６，６８３件	５７件	６，７４０件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，６０８件	６３件	７，６７１件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，０９５件	５件	１，１００件
製造業	１，３６７件	２件	１，３６９件
情報通信業	９３９件	９件	９４８件
運輸業（道路貨物運送業等）	３６４件	２件	３６６件
卸売業	４１９件	１件	４２０件
小売業	５６９件	１３件	５８２件
不動産業	３００件	９件	３０９件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４７８件	１件	４７９件
学校教育・教育支援業	２５３件	４件	２５７件
その他（注８）	１，４０７件	１３件	１，４２０件
合計	７，１９１件	５９件	７，２５０件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

調査・取締り状況（平成２５年１０月～令和４年３月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は，令和３年３月３１日をもって失効しましたが，同法附則第２条第２項の規定により，同法の失効前に行われた違反行為は，引続き，同法による調査，指導，勧告等の対象となります。

表１　消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注４）	措置請求
１４，７９４件	８，６８１件	７，３１６件（２７３件）	５９件（１３件）	１３件

（注１）調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
（注２）消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
（注４）勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表２　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５６１件	６件	５６７件
買いたたき（注５）	６，８０４件	５７件	６，８６１件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	９４件	０件	９４件
本体価格での交渉の拒否	２８４件	０件	２８４件
合計（注６）	７，７４３件	６３件	７，８０６件

（注５）買いたたきの勧告及び指導件数には，平成２６年３月３１日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注６）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表３に記載の件数とは一致しない。

表３　勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注７）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１，１１３件	５件	１，１１８件
製造業	１，３８１件	２件	１，３８３件
情報通信業	９５６件	９件	９６５件
運輸業（道路貨物運送業等）	３７６件	２件	３７８件
卸売業	４２４件	１件	４２５件
小売業	５７４件	１３件	５８７件
不動産業	３０５件	９件	３１４件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	４８７件	１件	４８８件
学校教育・教育支援業	２６７件	４件	２７１件
その他（注８）	１，４３３件	１３件	１，４４６件
合計	７，３１６件	５９件	７，３７５件

（注７）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注８）「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。